

「ふるさと工房五日市」の活用に関する  
サウンディング型市場調査実施要領

令和8年4月  
あきる野市

## 1 目的

市では、公共施設の適正配置などに取り組むため、集約化、複合化など、施設ごとの再編等の方向性と修繕・改修等の考え方を示す「再編等に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定しています。

実施計画では、あきる野市五日地区の観光拠点づくりの取組の一環として整備された「ふるさと工房五日市」について、軍道紙の紙漉き体験などを継続しながら、現在の施設を有効活用するため、開発許可の範囲内において、多機能化する方針を定めています。

「ふるさと工房五日市」の活用に関するサウンディング型市場調査」は、「ふるさと工房五日市」の今後の活用方針を決定するため、民間事業者等から広く意見や提案などを求め、個別対話を通じて対象施設の市場性や活用アイデアを把握することを目的としています。

## 2 対象施設

### ふるさと工房五日市

所在地	あきる野市乙津671番地
敷地面積	5833.68㎡
敷地所有	一部借地
交通	①車：JR 武蔵五日市駅から 約5km 8分 ②バス：「荷田子」バス停から 徒歩5分
建物概要	①「軍道紙の家」 ・鉄骨造平屋建 ・延床面積361.53㎡ ・昭和61年度竣工 ②「さとの家・陶芸の家」 ・鉄骨造2階建 ・延床面積790.47㎡ ・平成3年度竣工
開発許可の内容	用途：体験場及び展示場 ※用途の範囲内における活用を想定する。
都市計画法規制等	・市街化調整区域 ・建蔽率／容積率：40％／80％ ・防火地域：指定なし
災害想定区域	・浸水区域：範囲外 ・土砂災害：土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
設置根拠（条例等）	あきる野市ふるさと工房五日市の設置及び管理に関する条例

### 3 参加要件

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている法人でないこと。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。また、あきる野市競争入札参加資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ※ 対象施設を活用する方ではない場合でも、意見や提案をする目的で、調査に参加することは可能です。

### 4 実施スケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表	令和8年4月1日（水）
対話の実施	令和8年4月1日（水）から 令和8年6月30日（火）まで
現地見学の実施	※現地見学は4月2日（木）から6月29日（月）まで ※申込みに応じて随時実施します。
調査結果概要の公表	令和8年7月下旬予定

### 5 対話の実施

- (1) 期 日  
令和8年4月1日（水）から6月30日（火）まで  
（※ 土・日・祝日を除く）
- (2) 時 間  
各日午前9時から午後5時までの間で、30分～60分程度  
（※ 正午から午後1時までの時間を除く）
- (3) 場 所  
随時、協議により決定します。
- (4) 対象者  
民間事業者等
- (5) その他
  - ・ 対話は個別に行います。
  - ・ 資料の作成は必須ではありませんが、説明のために用意する場合は、市提出分として「5部」を準備してください。

## 6 現地見学の実施

### (1) 期 日

令和8年4月2日（木）から6月29日（月）まで  
（※ 火・水・土・日・祝日を除く）

### (2) 時 間

各日午前9時から午後5時までの間（※ 正午から午後1時までの時間を除く）

### (3) 対象者

民間事業者等

### (4) その他

- ・ 対象施設の見学を希望される場合は、日程を調整の上、個別に対応します。
- ・ 対象施設までの送迎はありませんので、各自参集してください。

## 7 テーマ

### (1) 具体的な施設の活用手法等について

以下の内容を踏まえ、施設の活用手法や可能性等について提案してください。

#### ア 開発許可要件等について

建物の用途「体験場及び展示場」からの変更はないものとする。

#### イ 軍道紙保存伝承事業との連携について

現在市が直営で実施している「軍道紙保存伝承事業」と連携し、文化継承と地域活性化が促進されるなどといった、相乗効果を生むことができる内容としてください。

#### ウ 避難場所の指定について

「ふるさと工房五日市」は、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定しておりますので、災害時には、避難場所として活用できる内容としてください。

### (2) 市場性の有無について

### (3) 施設活用に当たっての課題や条件、市に対する要望等について

### (4) その他

## 8 参加受付

参加を希望する場合は、市ホームページ掲載のエントリーシートに必要事項を記入の上、「現地見学」又は「対話」の実施希望日5日前の午後5時15分までに、問合せ先のEメールアドレス宛に「サウンディング調査参加申込」のタイトルで送付してください（FAXや郵送でも構いません）。エントリーシート受付後に、記入いただいた希望日を調整し、市から「現地見学」又は「対話」の日程を連絡します。

なお、対象施設の見学を行った上で、対話の参加を決める場合は、観光まちづくり推進課までお問合せください。

## 9 調査結果概要の公表

(1) サウンディング型市場調査の実施結果については、概要を公表します。

(2) 公表に当たっては、事前に参加者へ公開する内容の確認を行います。

(3) 参加者の名称及び企業ノウハウに係る内容は、原則として公表しません。

## 10 留意事項

- (1) 参加に係る費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 必要に応じて追加対話（文書照会含む。）やアンケート等を行うことがあります。
- (3) 提出された資料等は、返却しません。
- (4) 提出された資料等は、あきる野市情報公開条例に基づき、情報公開請求の対象になります。
- (5) その他
  - ア サウンディング型市場調査への参加実績は、今後、指定管理者の公募等を行うことになった際に、優位性を持つものではありません。
  - イ 本調査で提案のあった内容は、実施を約束するものではありません。
  - ウ 対話における双方の発言は、あくまでも対話時点での想定とし、何ら約束するものではありません。

## 11 問合せ先

あきる野市商工観光部観光まちづくり推進課観光まちづくり推進係

担当者：田野倉、佐藤

〒190-0164

東京都あきる野市五日市 411 番地

電話：042-595-1135（直通）

F A X：042-595-1141

E - m a i l：041001@akiruno-info.tokyo.jp